

## 甲府市障害児（者）施設整備費補助金交付要綱

平成31年4月1日

福第15号

（趣旨）

第1 この要綱は、障害児（者）施設通所者等の福祉の向上を図るため、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する障害児（者）施設の整備に要する経費の一部を障害児（者）施設整備費補助金（以下「補助金」という。）として予算の範囲内で交付することにより、円滑な施設整備を図ることを目的とするものであり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号）に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害児（者）施設 別表1に定める施設をいう。
- (2) 施設整備 別表2に定める整備内容を行うことをいう。

（交付の対象）

第3 補助金は、社会福祉法人等が設置する別表1に定める障害児（者）施設における別表2に定める施設整備に要する費用を交付の対象とする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

第4 この補助金の交付額は、次により算出するものとし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合  
令和元年6月27日厚生労働省発社援0627第8号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「国要綱」という。）第2第6項第1号アにより選定した額に別表3に定める市補助率を乗じて得た額と国要綱第2第6項第1号イにより算出した額のいずれか少ないほうの額の範囲内の額。

- (2) (1)以外の場合

国要綱第2第6項第2号アにより選定された額を合算した額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額のいずれか少ないほうの額に別表3に定める市補助率を乗じて得た額の範囲内の額。

(交付の条件)

第5 補助金の交付決定に、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容のうち、次のアからウに掲げる事項を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。
  - ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更であって、補助金額の増減を伴わないものを除く。）
  - イ 建物等の用途
  - ウ 入所定員又は利用定員
- (3) 補助事業を中止、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第11号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

また、市長に報告した結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。
- (7) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金及び公益財団法人JKA又は公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。
- (11) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (12) 前号の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第12号様式）を市長に提

出し、その承認を受けなければならない。

- (13) 補助事業者は前号の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (14) 市長は、第11号の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
- (15) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（申請手続）

第6 補助金の交付の申請は、甲府市障害児（者）施設整備費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出するものとする。

（決定の通知）

第7 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を甲府市障害児（者）施設整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の計画変更、廃止、中止）

第8 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、当該補助事業の内容を変更しようとするときは甲府市障害児（者）施設整備費補助金変更承認申請書（第3号様式）を、中止又は廃止しようとするときは甲府市障害児（者）施設整備費補助金中止・廃止承認申請書（第4号様式）により、それぞれ市長の承認を受けなければならない

（着工届及び完成届）

第9 補助事業者は、障害児（者）施設の工事に着手したときは着工届（第5号様式）を、完成したときは完成届（第6号様式）を、速やかに市長に提出しなければならない。

（現地調査）

第10 市長は、補助事業に係る建設工事の中間時点及び完了時点において現地調査を実施するものとし、その際は、申請者、工事監理者、請負業者を立ち合わせるものとする。

（実績報告）

第11 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに甲府市障害児（者）施設整備費補助事業実績報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12 市長は、第11の実績報告を受けたときは、報告書類の審査及び現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するも

のであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、甲府市障害児（者）施設整備費補助金交付額確定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13 補助事業者は、第12に定める補助金の額の確定があったときは、甲府市障害児（者）施設整備費補助金請求書（第9号様式）により市長に請求するものとする。

（補助金の交付）

第14 市長は、工事の完成検査後に補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

2 前項の規定により、概算払いすることができる補助金の額は、補助事業の進捗により出来形の9割以内の額とする。

3 補助事業者は、補助金を概算払いにより受けようとするときは、概算払請求書（第10号様式）に關係書類を添えて、市長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第15 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市に返還することを命ずることができる。

（交付の取消等）

第16 市長は、次に掲げる事項に該当するときは、交付決定をした補助金の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し既に交付した補助金がある場合は、その返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の規定に基づく命令に違反したとき。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等については、補助事業者が第5の交付の条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保権を設定する等を行ったため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。

(5) 国庫補助要綱に基づく交付の決定を取り消されたとき。

2 前項の規定は、第12の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（その他）

第17 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表1 (第2関係)

区分	施設の分類		
	大分類	中分類	小分類
(1) 障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)並びに同条第11項に規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所		
	障害者支援施設		
(2) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護(以下「居宅介護」という。)、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 (以下「居宅介護事業所」という。)		
	短期入所事業所		
	就労定着支援事業所		
	自立生活援助事業所		
	共同生活援助事業所		
	相談支援事業所		
(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に基づ	身体障害者社会参加支援施設	補装具製作施設	
		盲導犬訓練施設	

<p>く身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）</p>		<p>視聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>点字図書館 聴覚障害者情報提供施設</p>
<p>(4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所</p>	<p>児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所</p>		
<p>(5) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援及び同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所</p>	<p>居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所</p>		
<p>(6) 障害者総合支援法第5条第28項に基づく福祉ホーム</p>	<p>福祉ホーム</p>		
<p>(7) 平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設</p>	<p>応急仮設施設</p>		

別表2（第2関係）

1 別表1の(1)、(3)及び(4)に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る(7)の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 （別表1の(3)に掲げる施設の整備を除く。）	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

2 別表1の(2)及び(5)の施設並びに同号の施設に係る(7)の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 (居宅介護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。)	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

### 3 別表1の(6)に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設について平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。



別表3（第4関係）

1 施設の種類	2 設置根拠等	3 設置者	4 補助根拠等	5 市補助率
(1) 障害福祉サービス 事所等				
ア 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	3 / 4
イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	3 / 4
ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。）	予算措置	3 / 4
(2) 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	3 / 4
(3) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	予算措置	3 / 4
(4) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	予算措置	3 / 4

(5) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法 第34条の3第2項	社会福祉法人等	予算措置	3 / 4
(6) 福祉ホーム	障害者総合支援法 第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	3 / 4
(7) 応急仮設施設	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	本表中の施設の 種類ごとに定め られている設置 者	予算措置	3 / 4

（あて先）甲府市長

所在地  
名称  
代表者氏名

印

甲府市障害児（者）施設整備費補助金交付申請書

このことについて、年度甲府市障害児（者）施設整備費補助金交付要綱第6の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 施設の種類
- 3 添付書類
  - (1) 障害児（者）施設整備費補助金申請額内訳（別紙1）
  - (2) 事業計画書（別紙2）
  - (3) 歳入歳出予算書（見込書）抄本
  - (4) その他必要な書類

暴力団でないことの宣誓

暴力団の利益となる利用を制限するため、私達は暴力団でないことを宣誓し、次のことについて同意します。（にチェック）

暴力団による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。また、交付決定後に暴力団の利益となる利用であることが判明した場合は、交付を取り消し、給付（補助）金を返還するものとします。

（甲府市暴力団排除条例第8条）



事業計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く。）

- (ア) 敷地面積 ㎡
- (イ) 敷地の所有関係 （自己所有地・借地・買収（予定）地の別）
- (ウ) 施設整備の区分 （創設・改築等の別）
- (エ) 建物の面積 建築面積 ㎡、延床面積 ㎡
- (オ) 建物の構造 （ 造）

（注） 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

なお、改築等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、改築等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 ㎡、延床面積 ㎡
- (イ) 建物の構造 （ 造）
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分 （昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）
- (オ) 処分（取り壊し）年月日

（注） 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 ㎡、延床面積 ㎡
- (イ) 建物の構造 （ 造）

（注） 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

- ア 主体工事費 円
- イ 工事事務費 円
- ウ 小計（本体工事費） 円
- エ 介護用リフト等特殊附帯工事費 円
- （介護用リフト工事費） 円
- （ 円） 円
- オ 授産施設近代化整備工事費 円
- カ 授産施設等整備工事費 円

キ	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費 (解体撤去工事費)	円
	(仮施設整備工事費)	円
ク	その他の工事費	円
ケ	地域交流スペース	円
コ	合計	円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア	国庫補助金	円
イ	市補助金	円
ウ	設置者負担金	円
	(内訳) 一般財源	円
	借入金	円
	その他	円
エ	合計	円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日
- オ 事業開始年月日
- カ 解体撤去工事関係
  - (ア) 直営・請負の別
  - (イ) 着工年月日
  - (ウ) 完了年月日
- キ 仮施設工事関係
  - (ア) 直営・請負・賃貸借の別
  - (イ) 工事期間
  - (ウ) 仮施設の使用期間

- (5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無  
有・無

(6) その他参考事項

様

甲府市長



甲府市障害児（者）施設整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度甲府市障害児（者）施設整備費補助金については、次のおり交付することを決定しましたので通知します。

1 施設の名称

2 交付決定額 金 円

3 補助対象額及びその額

別紙「補助対象額及び交付決定額内訳書」のおり

## 別紙

## 補助対象額及び交付決定額内訳書

		補助対象額	交付決定額
施設 整備 費	創設	円	円
	改築	円	円
	老朽改築	円	円
	増築	円	円
	大規模修繕等	円	円
	スプリンクラー 設備等整備	円	円
合計		円	円



（あて先）甲府市長

所在地  
名称  
代表者氏名

印

甲府市障害児（者）施設整備費補助金変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のありました 年度甲府市障害児（者）施設整備費補助金  
について、事業の変更をしたいので申請します。

変更内容	変更前	変更後
総事業費		
変更の理由		
変更予定年月日		

注 変更が認められない場合もあります。

年 月 日

（あて先）甲府市長

所在地  
名称  
代表者氏名

印

甲府市障害児（者）施設整備費補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のありました 年度甲府市障害児（者）施設整備費補助金  
について、事業を中止・廃止したいので申請します。

届出区分	<input type="checkbox"/> 中止	<input type="checkbox"/> 廃止
中止又は廃止の事由		
概算払受領済金額	円（総事業費 円）	
中止・廃止予定年月日	年 月 日	

年 月 日

（あて先）甲府市長

所在地  
名称  
代表者氏名

印

## 着 工 届

次の施設整備工事について、年 月 日に着工したので届け出ます。

施設の名称	
工事請負者	
契約年月日	年 月 日
請負金額	円
工 期	着工 年 月 日 完成（予定） 年 月 日

（あて先）甲府市長

所在地  
名称  
代表者氏名

印

## 完 成 届

次の施設整備工事について、年 月 日に完成したので届け出ます。

施設 の 名 称	
工 事 請 負 者	
契 約 年 月 日	年 月 日
請 負 金 額	円
概算払受領済額	円
請負金額残額	円
工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日

（あて先）甲府市長

所在地  
名称  
代表者氏名

印

甲府市障害児（者）施設整備費補助事業実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のありました 年度甲府市障害児（者）施設整備費補助金に係る事業実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 障害児（者）施設整備費補助金精算額内訳 （別紙1）
- 2 事業実績報告書 （別紙2）
- 3 歳入歳出決算書（見込書） 抄本
- 4 その他必要な書類

障 害 児 ( 者 ) 施 設 整 備 補 助 金 精 算 額 内 訳

(都道府県市名) 甲府市 (設置者の名称) \_\_\_\_\_ (施設の種類) \_\_\_\_\_

施 設 種 別	設 置 者 の 費 総 額 円	対 象 経 費 の 実 支 出 ( 予 定 ) 額 円	寄 付 金 等 の 他 の 収 入 額 円	差 引 額 円	B と D の 少 ない 方 の 額 × 補 助 率 円	算 定 基 準 に よ る 算 定 額 単 価 円	中 核 市 補 助 額 円	中 核 市 補 助 金 支 出 済 額 円	国 庫 補 助 基 本 額 円	国 庫 補 助 金 所 要 額 円	国 庫 補 助 金 交 付 決 定 額 円	国 庫 補 助 金 受 入 済 額 円	差 引 過 剰 不 足 額 円
	A	B ( ≤ A )	C	D ( = A - C )	E	F	G	H	I	J ( = I × 2 / 3 )	K	L	M ( = L - J )
1 施設整備費													
施設整備費計													

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
 (2) 国庫補助金算定方法が交付要綱第4第1号によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に市補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をF欄に記入すること。  
 (3) G欄については、中核市補助(3/4+α)相当額を計上すること。+αとは中核市の単独補助を指す。  
 (4) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、F欄若しくはG欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入不要である。  
 (5) A欄～H欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
 (6) I欄には、E欄、F欄若しくはG欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。  
 (7) J欄は、I欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

## 事業実績報告書

## 1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

## 2 施設整備費に係る事業内容

## (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設、改築等の別）

(エ) 建物の面積 建築面積 m<sup>2</sup>、延面積 m<sup>2</sup>

(オ) 建物の構造（ 造）

（注）1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

なお、改築等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、改築等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存建物に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積 m<sup>2</sup>、延面積 m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造（ 造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（ 年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取り壊し）年月日

（注）既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 m<sup>2</sup>、延面積 m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造（ 造）

（注）① 各室ごと室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

② 配置図及び各階平面図を添付すること。

## (2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費	円
イ 工事事務費	円
ウ 小計（本体工事費）	円

エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	円
	(介護用リフト工事費)	円
	( )	円
オ	授産施設近代化整備 工事費	円
カ	授産施設等整備工事費	円
キ	解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費	
	(解体撤去工事費)	円
	(仮設施設整備工事費)	円
ク	その他の工事費	円
ケ	地域交流スペース	円
コ	合計	円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施行期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
  - (ア) 着工年月日
  - (イ) 完了年月日
- カ 仮設施設工事関係
  - (ア) 工事期間
  - (イ) 仮設施設の使用期間

(4) 平成20年4月17日社援第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(5) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負の場合は、工事請負契約書の写し  
直営の場合は、支払領収書の写し  
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し（仮設施設整備のみ）
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写し  
（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第18条第7項の規定による検査済証）
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表



(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)

- 4 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図  
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書（別紙①）
- 7 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）

別紙①

年 月 日

(あて先) 甲府市長

所在地  
名称  
代表者氏名

印

工事契約金額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のありました 年度甲府市障害児（者）施設整備費補助金に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施行するとともに、補助金についてもこれに基づき算定したことを報告します。

発注者（委託者）	名称	
	代表者氏名	
請負者（受託者）	名称	
	代表者氏名	
	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設計監理委託契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

第8号様式（第12関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市長



甲府市障害児（者）施設整備費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定しました 年度甲府市障害児（者）施設整備費補助金については、年 月 日付けで提出のありました事業実績報告書に基づき、交付額を次のとおり確定しましたので通知します。

施設の名称

交付確定額 金 円

（あて先）甲府市長

所在地  
名称  
代表者氏名



甲府市障害児（者）施設整備費補助金請求書  
年度甲府市障害児（者）施設整備費補助金として、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

2 支払いの方法 口座振替  
指定金融機関名：  
振込先金融機関名：  
預金種別・口座番号：  
口座名義：

（あて先）甲府市長

所在地  
名称  
代表者氏名

印

概算払請求書

年 月 日付け第 号で交付決定のありました 年度甲府市障害児（者）施設整備費補助金について、次のとおり概算払を請求します。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①－②＝③	今回概算請求額 ④	備考
円	円	円	円	

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法 座振替

振込先銀行名

座名

預金種別（当座・普通）

No.

5 添付書類

工事出来高調書

(あて先) 甲府市長

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のありました 年度甲府市障害児 (者) 施設整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告します。

1 施設の種類及び名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号) 第 1 5 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要補助金等返還相当額)

金 円

4 添付書類

3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類 (確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)

（あて先）甲府市長

所在地  
名称  
代表者氏名



財産処分承認申請書

年度甲府市障害児（者）施設整備費補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、甲府市障害児（者）施設整備費補助金交付要綱第5第12号の規定に基づき、申請します。

処分しようとする 財産の明細	
処分の内容	
処分の理由	
処分による収益	円
処分予定年月日	年 月 日

注 その他必要な書類を添付すること。